

平成27年度第1回富里市総合教育会議議事録

日 時 平成27年4月28日（火）
午前10時30分～午前11時30分
場 所 市役所本庁舎3階第3会議室

1 開 会

（総務部長）

定刻となりましたので、これより平成27年度第1回富里市総合教育会議を開会いたします。

私、本日の会議の進行を務めさせていただきます。総務部長の中川と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議は、お配りさせていただきました会議次第に沿って進めさせていただきます。

では、市長よりごあいさつをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

2 あいさつ

（市長）

おはようございます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は第1回の総合教育会議ということで、武井委員長をはじめ、各委員の皆様方に御出席をいただきまして、ありがとうございます。皆様には平素から子どもたちの教育に御尽力をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

この度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、市長と教育委員会の意思疎通、市の教育課題、目指す姿を共有、連携し教育行政を推進していくこととしておりまして、正式な位置づけのもと、教育委員の皆様方と一緒に議論を深める場ができましたことは、私自身にとっても、大変意義深いことであると思っております。また、この度の選挙で議員が18名決定しました。この富里市議会では、これまでも教育に関する質問も多く、この議会での質問に対する教育委員会としての教育長の答弁を聴かせていただくことで富里市の教育についての教育委員会の考えを伺っているところですが、今度は、私と教育委員会との正式な場での富里の教育についての会議を設置することとなり、

非常に意義があることと思っております。なお、この会議が形式的な会議にならないように、皆様方の忌憚のない意見をお聞かせいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(総務部長)

ありがとうございました。

続きまして、武井委員長よりごあいさつをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(教育委員会委員長)

相川市長におかれましては、公私とも御多忙の中、近隣市町に先駆けて総合教育会議を開催いただきありがとうございます。

また、日頃から教育行政の推進に深く御理解をいただき、委員一同厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年の地教行法の改正により、新教育長制度が導入され、総合教育会議がすべての市町村に設置されることになりました。この法律改正に至るまでの教育委員会制度について振り返りますと、教育委員会制度は、昭和23年に創設され、昭和27年にはすべての市町村に教育委員会が設置されました。昭和31年には教育委員会に党派などの影響力が持ち込まれる弊害を解消するため、教育委員の公選制を廃止し、任命制が導入されるとともに、一般行政との調和のため教育委員会による予算案、条例案の議会提案権が廃止となりました。

平成に入ると、教育委員に保護者が含まれるよう努めること、地域住民や保護者等が学校運営に参画することが可能になること、教育における国と地方公共団体の責任が明確化されるなど、教育における団体自治や住民自治の強化、地方分権が進められてきました。

しかしながら、権限と責任の所在が不明確である、地域住民の意向を十分に反映していない、教育委員会の審議等が形骸化している、迅速さ、機動性に欠けるといった課題を指摘されていることも事実であります。

これらの課題を解決するために改正された地教行法に則り、総合教育会議においては直接選挙で選ばれる首長との意思疎通と連携を図り、教育委員会制度の三本柱である政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映、これらを改めて肝に命じて山積している教育課題を解決し教育行政を進めてまいります。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(総務部長)

ありがとうございました。

3 報告事項

(総務部長)

それでは、会議次第3の報告事項に入らせていただきます。

富里市総合教育会議の設置につきまして、事務局より御説明申し上げます。

(総務部企画課長)

それでは、事務局より報告事項につきまして、報告させていただきます。

資料1の富里市総合教育会議設置要綱を御覧いただきたいと思います。

まず最初に、第1条でございます。こちらにつきましては、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、市の教育の課題及び目指す姿を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、富里市総合教育会議を設置するというものでございます。

第2条に所掌事務を規定しております。総合教育会議につきましては、地教行法第1条の4第1項の規定により、第1号といたしまして、富里市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議、第2号には富里市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置、第3号といたしまして、児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議及び事務の調整等を行うこととしております。

第3条は、構成員の規定となっております。会議は、市長及び教育委員会をもって構成されます。

第4条は、会議の規定となっております。第1項は、会議は市長が招集し、会議の議長となります。第2項は、教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができることとしております。第3項は、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその調整の結果を尊重しなければならないとしております。

続きまして、第5条は意見聴取の規定となっております。会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができることとしております。

第6条は、会議の公開についての規定でございます。会議は、公開するものとしておりますけれども、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があ

ると認めるときは公開をしないこととさせていただいております。

こちらにつきましては、資料2の富里市総合教育会議傍聴要領を御覧いただきたいと思っております。会議の傍聴を希望される方は、この要領に基づき手続きをしていただくこととなります。内容につきましては、一般的な審議会等の傍聴要領と同様となっておりますので、後ほど、御確認いただきたいと思っております。また、会議開催の市民への周知につきましては、市のホームページにより行うこととしております。なお、今回の会議につきましても、ホームページで周知しているところでございます。

設置要綱にお戻りいただきたいと思っております。

第7条でございます。こちらは、議事録の規定となっております。会議の終了後、速やかにその議事録を作成し公表することとしております。公表につきましては、市のホームページを予定しているものでございます。

第8条でございます。庶務についての規定となっております。会議の庶務は、総務部企画課において処理いたします。ただし、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に補助させることができることとしております。

最後に第9条でございます。補足事項となっております。この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定めることとしております。現段階で定めているものにつきましては、先ほど御説明させていただきました、富里市総合教育会議傍聴要領のみとなっております。ところでございます。

また、会議録の関係についてでございますが。発言者の表示につきましては、個人名を表示する場合と、例えば、委員A、B、Cといった表示方法がございしますが、この会議につきましては、後者の委員A、B、Cといった表示をさせていただき予定しております。

説明は以上でございます。

(総務部長)

報告事項の説明が終わりました。

ただいま御説明申し上げました事項につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

(教育委員会委員A)

はい。

(総務部長)

よろしくお願いたします。

(教育委員会委員A)

設置要綱の第6条の会議の公開でございますが、会議を非公開とする議題等は、どのようなものを想定されておりますでしょうか。

(総務部企画課長)

非公開とする具体的な例でございますけれども、いじめ等の個別案件における関係者の個人情報や、次年度の予算に関する具体的な補助金の額や対象事業の選定等、意思決定の前に情報を公開することによりまして公益を害する場合を想定しているものでございます。

以上でございます。

(教育委員会委員A)

ありがとうございました。

(総務部長)

ほかに、ございますでしょうか。

(教育委員会委員B)

はい。

(総務部長)

よろしくお願いたします。

(教育委員会委員B)

平成26年7月に発せられました文部科学省からの通知に、総合教育会議における協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要である、とございますけれども、本市では、どのように考えておられるか教えていただければと思います。

(総務部企画課長)

ただいまの御質問の文部科学省からの通知の関係につきましては、大変重要なことと認識しているところでございまして、必要に応じて、議会全員協議会において報告をするなどの対応を予定しているところでございます。

以上でございます。

(教育委員会委員B)

ありがとうございました。

(総務部長)

ほかに、ございますでしょうか。

ないようですので。会議次第4の会議事項に移らせていただきます。議事の進行につきましては、総合教育会議設置要綱第4条の規定によりまして、市長に本会議の議長をお願いいたします。

4 会議事項

(議長(市長))

それでは、会議事項「大綱の策定について」でございますが、まず、教育委員会より「現在の教育施策の取組状況について」説明をお願いいたします。

(教育委員会教育長)

はい。それでは初めに、資料3を御覧ください。

資料の3は、富里市教育振興基本計画、平成27年度から平成31年度版でございます。教育委員会では、富里市教育振興基本計画を策定しました。これは、5か年計画でございます。こちらの資料に基づいて説明させていただきます。

2ページをお開きください。2ページの中ほどに、教育基本法の抜粋といたしまして、第17条がございます。第1項は、国は教育振興基本計画を策定すること。第2項は、第1項を受けまして、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌して教育振興基本計画を定めること、ということでございます。このことから、国の教育振興基本計画が定まり、千葉県でも県の教育振興基本計画が定まり、これを受けて本市の計画を策定したものでございます。

それでは、どのような過程を経て策定したかにつきましては、資料の4で説明させていただきます。資料4は、教育振興基本計画策定資料となっております。資料の左には、富里市の総合計画ととみさと教育プランの主要な項目を掲げたものです。中央の欄には、千葉県の教育振興基本計画の主要な項目を掲げたものです。右側には、国の教育振興基本計画を掲げたものです。本市の計画策定に当たりまして、それぞれの計画を比較するとともに、関連性を考慮し本市の教育振興基本計画の骨子を作成しました。まず、基本理念としまして定着しやすいスローガンを掲げることとし、家庭で育て、学校で伸ばし、社会で磨く教育といたしました。これは、総合計画や教育プランを参酌したものです。

次に、目標が4つございます。目標1は次代を担い世界に羽ばたく人材の育成としまして、これは総合計画、教育プラン、県・国の教育振興基本計画を参酌してございます。目標2は生きがいのある学び合う社会の構築としまして、総合計画、教育プラン、国の教育振興基本計画を参酌してございます。目標3は家庭、学校、地域社会の絆による心豊かな地域づくりとし、総合計画、県と国の教育振興基本計画を参酌しております。最後に、目標4としまして、教育施設の長寿命化、快適化、活用化としました。これは、富里市の教育施設の現状や時代の要請を踏まえ独自に掲げたものとなります。

それでは資料3にお戻りください。4ページから5ページを御覧ください。第2章第1節富里市教育振興基本計画の基本理念及び目標としまして、先ほど申し上げました骨子に具体的な説明を加えて示したものでございます。

次に、6ページをお開きください。これは、施策の体系として一覧表として

まとめたものです。左側に基本理念，その隣に4つの目標，そしてこの目標に対する9つの基本方針，そして，26の施策を掲げております。次に，7ページ以降をお開きください。これは，第3章基本計画としてまとめたもので，一部について説明させていただきます。では，8ページ，施策1－4です。これは，引き続き英語教育の充実に努めていくというものでございます。

次に，9ページをお開きください。施策1－9不登校やいじめ等に対応する支援体制の確立ということで，不登校につきましては本市の大きな課題でありますので，富里市ジョイント・スクール構想を推進していく中で解消に努めていくものです。いじめにつきましては，現在は大きな問題となっている事案はございませんが，引き続き注視することとし一人一人の児童・生徒に目を向け細かな指導を行っていくものでございます。次に，10ページ，施策2－2でございます。これは，学校給食の充実とともに食育の推進を図っていくこととするものです。

次に，11ページ，施策5－1公民館の充実，施策5－2図書館資料等の整備及び図書館機能の充実でございます。ともに社会教育施設として重要な施設でありますので，運営の充実に努めていくという内容でございます。

次に，12ページ，施策6－2文化資源の保守でございますが，特に注目されております旧岩崎家末廣別邸につきましては，早急に整備を図っていきたいと思っております。

次に，同じページの施策6－5です。これは，健康，体力づくりとしましてスポーツ活動の更なる促進を図っていくとするものです。

最後に14ページを御覧ください。施策9につきましては，こちらは，教育施設の長寿命化，快適化，活用化ということでございますが，長寿命化とは，施設に改修を施しまして永く使用できるようにすること，快適化とは，トイレやエアコンなどの施設の整備でございます。活用化につきましては，例えば，学校の教育施設でありますと，余裕教室の活用などが考えられるものです。また，取組の方向としまして，エコスクール化やバリアフリー化などを掲げておりまして，こういった取組を行っていくものでございます。説明は以上ですが，不明な点等ございましたら御質問をいただきたいと思っておりますので，よろしく願います。

(市長)

いくつか質問があります。

私は，教育は自由ではないかと思っています。教える側の自由，教わる側の自由についてを方針として盛り込んではいかがかと思う。

教育を受けることについては，自ら学ぶ意欲を持ってほしいと思っている。

単なる試験のための勉強ではなく、教わる子供たちの自由を尊重したい。この計画には、書くべきことが書いてある。ただ、この自由は、計画でどのように表現したらよいのか悩ましいところです。先生方についても、自由に教えることによって、先生方それぞれの個性が生かせるものと思う。先生方はこうあるべきだということよりも、人間的にどうあるべきかが大切であると思う。また、最近報道された校長先生の不祥事などをみると、人間としてどうなのかと思う。

先生方については、自由にのびのびと教えてもらうことと、その先生の人間性そのものが重要であると思う。子供たちの自由を尊重し、自由にのびのびと教わるものであってほしいと願っている。私自身の意見としては、大綱に教育の自由について盛り込んではいかがかと思っている。どうでしょうか。

（教育委員会教育長）

はい。市長のお考えに沿うものと思われる事項につきまして確認させていただきたいと思います。資料5の平成27年度とみさと教育プランを御覧ください。最後から2枚目にございます、平成27年度とみさと教育の指導指針の解説について載せてあります。こちらの、1の学校、園の使命について、(2)に、「子供の個性、能力は様々です。伸ばしたい個性、能力をさらに伸ばす指導に努めましょう」とあります。次に、2のチーム力について、(1)に、「教職員は使命と責任を自覚して研修により自らの資質を高めるとともに、組織の一員として互いに力を発揮するように努めましょう」と教職員の使命と責任について掲げてあります。また、最後の7番目にございます。NBプロジェクト5・プラスαについて、NBとは、No Budget、無予算の略です。プロジェクト5は、「学園内で共通して取り組む事業とし、プラスαは各学校の創意工夫に委ねる事業です」と掲げてありますとおり、学校や教職員の自由な創意工夫によってより良い教育環境が創り出せるものとして載せてございます。これらは、ただいま市長がおっしゃられました教育の自由ということに近いものではないかと思われることに触れてございます。

（市長）

ありがとうございます。私の趣旨としては、この教育プランに掲げられていることとしてわかりました。ただ、基本計画や大綱といった中・長期的な計画に盛り込んでほしいと思ったもので、意見として言わせていただきました。

また、英語教育の充実について基本計画の施策として位置づけされており、非常に重要な施策であるとの共通認識を持っているものです。この英語教育について、グローバル社会で通用する社会人となるために、義務教育のうちに基礎的な英会話ができる教育ができたらと思っています。そこで、基本計画での施策では英語コミュニケーション能力の育成といった方向性を載せていますが、

実際の教育の現場での具体的な取組として、例えば、必要最小限となるコミュニケーションができるまでの基礎的な英会話技術の習得といった目標をかかげてはどうでしょうか。

(教育員会教育長)

はい。現在の英語教育の具体的な取組につきましては、小学校の5、6年生を対象に外国語活動を必修化し、音声を中心に外国語に慣れ親しむということを目的に行っております。また、もちろんのことですが、中学校に入りますと英語を必修科目としているところでございます。なお、かなり近い将来において、小学校における外国語活動は英語とすることも聞いておりますので、小学校の英語と中学校の英語がうまく接続するように、ジョイント・スクール構想の中でも取り組んでいきたいと考えております。

また、英会話となりますと、学校の授業としての勉強だけでは習得が難しいものですから、学校の中では実際に外国人講師を配置し実際の英会話をとおしで学んでもらい、一方では、ラディソンホテルにおいてエアーラインにお勤めの方との交流の場を設けるなどの取組を進めているところです。今後においては、私の個人的な思いといたしましては、この富里市に外国の方々観光などの目的で日常的に居るといった環境を作り出せますと、学校で学ぶ英語を実践で活用するといった機会ができますことから、市の施策として観光についても力を注ぐ価値があるものと思っております。

(議長(市長))

ありがとうございました。

さきほども申し上げましたが、今後の共通の方向性を見いだす施策の大綱を定める必要があります。

なお、この大綱は、ただいま説明いただきました富里市教育振興基本計画において、目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけられる場合、当該計画をもって大綱に代えることもできることとなっております。

つきましては、この富里市教育振興基本計画に定める項目において、特に教育委員会との連携が必要と思われる課題について整理をしていきたいと思えます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(総務部企画課長)

それでは、資料の6を御覧ください。

富里市教育振興基本計画に定める項目において、特に市長部局と教育委員会との連携が必要と思われる課題についてでございます。

まず、1点目といたしまして、就学前教育としての幼稚園教育と保育所保育

における幼児教育の連携ということが挙げられると思います。教育振興基本計画の第3章基本計画，第1節の1，教育内容，方法の改善充実という中の施策1－6の中で，幼稚園教育の充実としまして，子供・子育て支援法に基づく新たな制度の構築による質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図ること。2点目といたしましては，配慮を必要とする子ども支援に向けた連携が必要と思われれます。同じく，第3章，第1節の3の施策1－7と施策1－9に掲げられているものです。3点目といたしましては，青少年の健全育成の推進に向けた連携が必要と思われれます。こちらは，第3章，第1節の3 青少年の健全育成の推進，施策3－1 心豊かで思いやりのある青少年の育成といたしまして，青少年を取り巻く環境有害情報対策の充実を図ることとされており。最後に，4点目といたしまして，教育施設の整備充実に向けた連携でございます。こちらは，第3章，第4節の9の中の施策9－1 教育施設の整備充実といたしまして，防災機能の拠点とすることへの配慮を含む施設の整備を図るとしているものでございます。教育振興基本計画に定められます以上申し上げました4点につきましては，特に市長部局と教育委員会が連携し課題の解決に向けた取り組みを要するものと思われるものでございます。以上でございます。

(議長 (市長))

ありがとうございます。

ただいま説明いたしました資料について，御質問等ございますでしょうか。

(出席者一同 (教育委員会))

質問等なし。

(議長 (市長))

では，御説明いただきました現在の教育施策の取組状況について，また，事務局より御説明申し上げました，教育委員会との連携により達成する目標など，共通認識を持っていることの再確認ができたかと思えます。

以上を踏まえ，富里市教育振興基本計画の根本方針は，この会議で策定する施策の大綱に該当すると位置づけられるものと思われれますが，一方では，今年度において，総合計画における後期基本計画の策定と同時に，人口減少の克服や，地方創生を目的とした施策を定める総合戦略の策定に着手していることから，これらの計画との関連付けを要するものとも考えます。つきましては，一度，私のほうで預からせていただき，今後の会議にて，大綱の策定に当たっての協議・調整を進めていくこととしてよろしいでしょうか。

(出席者一同 (教育委員会))

異議なし。

(議長 (市長))

ありがとうございます。

それでは、本日の会議事項は以上となりますので、これにて議事を終了し、会議の進行を事務局にお返しします。

5 その他

(総務部長)

ありがとうございました。

それでは次に、会議次第5その他でございますが、何かございますでしょうか。

(出席者一同 (教育委員会))

なし。

(総務部長)

では、事務局より今後の会議日程等についてお知らせいたします。

(企画課長)

今回の会議日程についてでございますが、施策の大綱の策定につきまして、後期基本計画及び総合戦略の策定スケジュールを勘案させていただきまして、9月又は10月の開催とさせていただきたいと思っております。

なお、緊急時に講ずべき措置等がありましたら会議を開催させていただくこともありますので、よろしくお願いいたします。

6 閉会

(総務部長)

それでは、以上をもちまして平成27年度第1回総合教育会議を閉会いたします。

長時間に渡りまして、ありがとうございました。